

我が国における育成者権管理機関のあり方について

海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会

I. はじめに

改正種苗法が施行され、育成者権者が登録品種の海外持出制限や自家増殖の許諾制を活用し、育成者権の保護・活用に取り組み易くなったが、優良な品種の開発者である公的機関等では、登録品種の適切な管理や侵害対策の徹底が難しい現状にある。また、既に多くの果樹等の優良な品種が海外に流出し、その生産が無秩序に拡大していくことは国内生産者に不利益を及ぼすものである。他方、新品種からの許諾料収入が低廉であることから品種開発への投資も難しいという課題もある。

こうした問題意識の下、本検討会では、令和4年7月の中間論点整理において、海外への流出を防止するためには、育成者権を適切に活用しつつ保護していくという発想が必要であり、意図しない海外流出ではなく、管理された海外生産も含めて、国内農業の振興や輸出戦略と整合する形で育成者権の保護・活用を図る仕組みとして、育成者権者の意向を踏まえ、専任的に知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応を行う育成者権管理機関を設置すべきであるとしたところである。

本検討会において、こうした方向に即し、海外における育成者権管理機関の機能も参考にしつつ、我が国における育成者権管理機関のあり方について、議論を重ね、その目指すべき方向について提言をまとめた。今後、本提言が育成者権管理機関の設立に向けた具体的な検討に際しての示唆となることを期待する。

II. 欧米における育成者権管理機関

欧米における育成者権管理機関の設立は古く、長年にわたり育成者権の管理を専門的に行うことで、ノウハウの蓄積やネットワークの構築を行い、徐々に、取り扱い品種や対象国、業務内容を拡大し、それぞれ独自のビジネスモデルを構築している。これらの育成者権管理機関を概観すると以下のとおり。

- (1) 育成者権管理機関は、種苗会社や大学等の育成者権者、苗木生産者、農産物貿易会社等様々な主体を母体とし、民間機関として運営されているのが通常である。その事業内容は、設立の母体や組織の成り立ち等に応じてライセンス業務に

留まるものから、マーケティングまでを行うものが存在するなど、業務範囲や機能は多様である。また、育成者権者の会費により運営され、侵害の対応支援に特化した機関もある。

- (2) ライセンス業務を行っている育成者権管理機関では、育成者権者から育成者権のライセンスを受けてサブライセンスを行う、あるいは育成者権者から委託を受けてライセンスを行い、許諾料を回収して育成者権者に還元し、許諾料の一部を手数料として得ている。手数料の割合はライセンス管理の対応、マーケティング等の関連するサービスに応じて異なるが、いずれも相応の収益を確保している。
- (3) ライセンスを行った品種については、育成者権管理機関が育成者権者に代わって、契約違反や侵害を監視するほか、ライセンシーから第三者による無断栽培等の侵害情報を入手することで、侵害の監視・対応が実効的なものとなっている。
- (4) 欧米の公的機関は、民間の育成者権管理機関を通じて、育成者権を活用し、その許諾料を更なる品種開発に投資している。

Ⅲ. 我が国における育成者権管理機関のあり方について

1 基本的な方向

我が国における育成者権管理機関のあり方については、中間論点整理で示した方向を、欧米における育成者権管理機関の機能も参考にしつつ、より具体化すれば、以下を基本とすべきではないか。

- (1) 我が国からの農産物の輸出促進と品種開発力の強化に向け、
 - ア 海外への品種登録を進めるほか、国内農業の振興や輸出戦略と整合する戦略的なライセンスにより、国内における適切な管理を図るとともに、管理された海外生産を通じて、海外における無断栽培の防止や侵害対応を実効的なものとしつつ、相応の許諾料を得て、品種開発への投資を促すべく育成者権者に還元することを基本とし、
 - イ 事業展開によっては、マーケティングやブランディングによる品種の利用の拡大を図るほか、品種開発への関与を付加的に行うことも選択肢の一つである。
 - ウ 併せて、海外拠点の活用、海外における育成者権管理機関との連携を図りつつ、幅広い品種を対象に、侵害情報の収集や育成者権者による侵害対応のサポート等を行うことも育成者権者の大きな助けとなる。
- (2) 育成者権管理機関は、育成者権が私権であること、ライセンスが商行為であること等に加え、業務の態様として、育成者権者から育成者権のライセンスを受

けることが想定されるため、株式会社や一般社団法人等の法人とすることが適当である。その際、マーケティングやブランディングへの取組、品種開発への投資など、多岐・多角的な事業展開も想定されることに留意する必要がある。その運営に当たっては、ライセンスによる許諾料等により自立的に行われていくことが望ましい。

2 業務のあり方

ビジネスモデルを含め、育成者権管理機関の具体的な業務のあり方については、欧米の育成者権管理機関と同様、育成者権者の意向に応える形で業務運営を重ねる中で確立されるものと考えられるが、以下について考慮されることが期待される。

- ア 育成者権者の意向により、当該品種について、専門家の協力も適切に得ながら、その開発目的や価値に応じた保護・活用を図ることが適当。
- イ 公的機関が開発したものの利用されていない品種から海外生産に適した品種を再評価することや、事前に海外での適応性試験を行うことも適当。
- ウ 海外での育成者権の保護・活用の前提として、無断栽培のリスクが高い品目については、侵害が多い国に対して早期に品種登録を行う必要から、海外出願の支援を行うことが適当。
- エ 海外流出による国内農業への影響を考慮し、果樹、イチゴ、カンショ等の品目について、育成者権が適切に保護される国や日本からの輸出先国での管理を優先的に行う必要。
- オ 海外でのブランド展開・模倣品排除のためには、育成者権と商標権の双方を活用することが効果的。また、欧米で進んでいる生産者や販売業者を会員に限定し、契約で流通量や品質等を厳格に管理できるクラブ制の取組も有効。
- カ 海外の法律事務所等と連携する輸出支援プラットフォームを最大限活用し、官民連携による侵害の監視・対策に取り組むことが必要。
- キ 侵害対策を実効的なものとするため、研究機関と連携し、簡易かつ安価に使用できる DNA 品種識別技術の活用を進める必要。
- ク 仮保護期間中や、特に海外へ流出することの影響が懸念される品種については、利用に際して契約等により、品種の管理を徹底する必要。

3 当面の道行き

- (1) 上記のモデルについては、一朝一夕に実現できるものではないことから、その実現に向け、可及的速やかに可能な範囲の業務に着手し、計画的・段階的に業務の拡大・充実を図っていくことが適当と考えられる。まずは、法人設立に向け、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農、JATAFF等の関係者が連携して、本年度中にも準備体制を整備し、当該体制の下、来年度には、農研機構等の限定的な範囲の品種を対象に、海外への品種登録や海外ライセンス等の取組に着手し、育成者権管理に関する業務の基盤を整えながら、早期の法人設立を目指すことが現実的ではないか。
- (2) 併せて、日本から青果物の輸出ができない国や日本産では現地の価格ニーズに合わない国での市場の獲得、日本から輸出できない時期を海外生産で補完する周年供給体制の構築を目的とするなど、国内農業の振興や輸出戦略と整合するライセンスのあり方等、業務遂行上不可欠となる基本的な戦略についても、関係者において早急に検討し、早期に樹立しておくことが適当である。
- (3) これらの取組が的確かつ円滑に進むよう国も適切な形で関与することが期待される。当初は、適切なライセンスに必要な各国の法令や関連機関の調査、海外での権利取得、侵害の監視・対応等については国が支援しつつ、育成者権管理機関の早期の自立的運営を後押しすることが適当である。

IV. 結び

日本が競争力を有する果樹等の品種の主たる育成者権者である公的機関が、新品種を国内に広く普及させることを第一義としてきたことから、これまで果樹等の分野では育成者権を活用したライセンスビジネスが生まれることはなかった。しかし、欧米の例が示すように、ライセンスを行うことにより、品種の活用が進むだけでなく、より実効的な侵害の監視・対応が可能となっている。日本においても育成者権の活用を通じて、品種の保護を図る仕組みが必要である。

このため、育成者権管理機関の設立に向けて育成者権者や生産者団体、流通業者等の多様な主体の参画を促し、オールジャパンの取組につなげていく必要がある。

なお、早期に法人が設立され、知的財産権の価値の最大化に向け、同機関がその保護・活用において適切な役割を果たしていけるよう、国がフォローアップしていく必要がある。